

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 目的

中小企業や小規模事業者は、日頃の事業活動を通して地域経済の循環や雇用の創出など、極めて重要な役割を果たしている。しかしながら、近年では大規模な自然災害や感染症等の影響により、事業の継続に支障をきたすケースが生じている。

その一方で、中小企業・小規模事業者における自然災害や感染症への対策は一部の事業者に留まっており、被災すれば事業の継続に多大な影響が生じることから、改正小規模事業者支援法における『事業継続力強化支援』に則り、防災・減災対策を支援するべく本計画を策定する。

なお、本計画の策定にあたっては、いわき市内商工会は、中心市街地を囲む内郷、遠野町、田人町、好間町、小川町、川前町、三和町、四倉町、久之浜町の9つの地域で活動しており、震災後の地域・小規模事業者の課題が共通していること、また、「いわき地区商工会広域連携協議会」により共同で経営改善普及事業を実施してきた経緯から、事業継続力強化支援事業においても相乗効果があると判断し共同申請する。

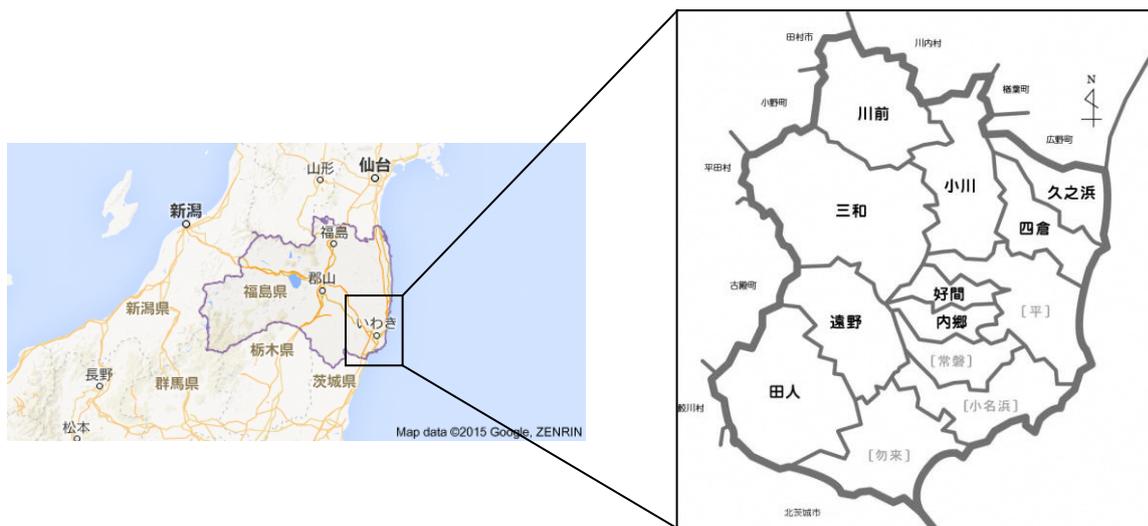
II 現状

【地域の概要・人口】

いわき市は、福島県の南東端に位置し、1966年（昭和41年）10月1日に14市町村（5市4町5村）の合併により誕生、面積は1,232.26 km²（令和2年10月1日現在）と広大な行政区で、市域は大きく分けて、全体の約70%を占める「中山間部」、約60kmの海岸線を持つ「海岸部」、人口が集中する「都市部」で形成されている。

地形は、西方の阿武隈山地から東方へ穏やかに低くなり、東側には夏井川や鮫川などの河川の河口部を中心に、平野となだらかな丘陵地が広がっている。

当市は東日本大震災や令和元年東日本台風等の影響により、人口構造や地域分布が大きく変化している。震災前、減少しながらも34万人以上で推移していたが、震災直後から平成23年末にかけて若年層が原子力災害により市外避難したため、一時、約32万人台まで大きく減少した。その後、いわき市には双葉郡8町村に川俣町、飯舘村を加えた10町村から原発事故等で避難する2.4万人が集中して転居し約34.4万人となったものの、少子高齢化や自然災害の影響を受け人口が減少、令和3年6月現在では人口約33万人、14.1万世帯となっている。



地域	区分	管轄
内郷	都市部	内郷商工会
遠野町	中山間部	遠野町商工会
田人町	中山間部	田人町商工会
好間町	都市部	好間町商工会
小川町	都市部	小川町商工会
川前町	中山間部	(川前町/小川町商工会が合併)
三和町	中山間部	三和町商工会
四倉町	海岸部	四倉町商工会
久之浜町	海岸部	久之浜町商工会

1 いわき市の災害リスク

本市が過去に経験した主な災害として、昭和61年8月の台風第10号による豪雨、平成元年8月の台風13号による豪雨、平成5年11月の豪雨、平成23年3月の東日本大震災による巨大地震及び大津波、令和元年台風第19号による豪雨などがある。

近年、大規模地震や台風の大規模化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクがさらに高まっており、以下、本市の災害リスクについて説明する。

(1) 地震

① 内陸型（断層型）地震の被害想定

ア 双葉断層地震

いわき市北部から北側の断層を震源とする地震であり、平、四倉、好間、久之浜・大久地区では最大震度7相当の揺れが想定されるほか、市の北東部一帯の広い範囲で震度6強以上となる。また、平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉、小川、好間、久之浜・大久地区では地盤の液状化現象が発生すると予想される。

イ 井戸沢断層地震

いわき市南西部の断層を震源とする地震であり、勿来、遠野、田人地区で震度6強の地震が発生する。特に、遠野地区の一部では震度7相当の揺れが想定される。また、勿来、小名浜、常磐、小川、久之浜・大久地区では、地盤の液状化現象が発生すると想定される。

② 海溝型地震の被害想定

ア 東北地方太平洋沖地震

三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震の領域で発生する地震であり、小名浜地区では最大震度7相当の揺れが想定されるほか、市街地を含む市内の広い範囲で震度6弱～6強となる。また、平、小名浜、勿来、常磐、内郷、四倉地区では地盤の液状化現象が発生すると想定される。

イ 福島県沖地震

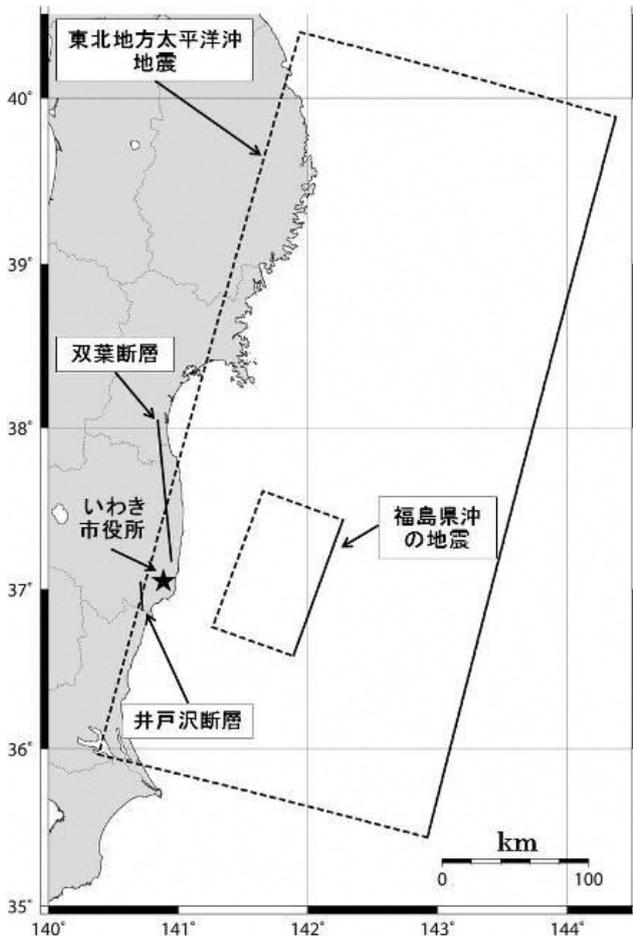
いわき市沖合で発生する地震であり、市全域で概ね震度5弱以下であるが、平地区の一部で震度5強の揺れが想定される。なお、地盤の液状化現象が発生する地区は想定されていない。

ウ 茨城県沖地震

被害想定項目は避難者数のみとなっている。

項目	内陸型（活断層型）地震		海溝型地震		
	双葉断層	井戸沢断層	東北地方太平洋沖地震	福島県沖地震	茨城県沖地震
地震規模	Mw7.4	M7.0	Mw9.0	M7.7 (Mw8.1)	Mw8.4
断層長	95 km	19 km	510 km	100km (93 km)	—
震度想定	6 強以上 (平地区等で7相当)	6 強 (遠野地区で7相当)	6 弱～6 強 (小名浜地区で7相当)	5 弱 (平地区で5強)	—
全壊	約 15,500 棟	約 1,400 棟	約 17,800 棟	約 10,100 棟	—
半壊	約 56,700 棟	約 11,400 棟	約 49,700 棟	約 16,400 棟	—
死者	約 1,100 人	約 90 人	約 2,000 人	約 1,100 人	—
負傷者 (重/軽)	約 1,500 人/約 11,300 人	約 130 人/ 約 1,550 人	約 830 人/ 約 7,400 人	0 人/0 人	0 人/0 人
避難者	約 33,000 人	約 4,000 人	約 60,000 人	約 41,000 人	約 30,000 人

被害想定結果の概要（いわき市地域防災計画をもとに作成）



※ M はマグニチュードを示し、地震計で観測される波の振幅から計算された地震の規模のことである。

Mw はモーメントマグニチュードを示し、大きな地震など地震計の波から計算が困難な場合に、岩盤のずれの規模を基に計算した地震の規模のことである。

想定地震の位置（いわき市地域防災計画より抜粋）

(2) 風水害

① 洪水災害の被害想定

県及び市は、水防法第7条の規定により、洪水または高潮等に際し、水災を警戒・防御することにより、被害を極力軽減することを目的に「水防計画」を策定している。

同計画では、特に水防上警戒または防御の重要性を有する箇所として重要水防区域を指定し、溢水・破堤・決壊等が発生した場合の氾濫規模等を想定している。

■重要水防区域

河川・海岸名	予想される被害	氾濫面積	対象住家
末続川	溢水	30ha	36戸
大久川	溢水	67ha	110戸
夏井川	溢水・破堤	2,470ha	10,288戸
滑津川	溢水・破堤	165ha	366戸
弁天川	溢水	60ha	150戸
諏訪川	溢水	63ha	100戸
神白川	溢水	35ha	150戸
藤原川	溢水・破堤	270ha	1,010戸
鮫川	溢水・破堤・決壊	1,260ha	4,383戸
蛭田川	溢水・破堤	78ha	181戸
久之浜海岸	越波・破堤	12ha	198戸
四倉海岸	破堤	7ha	29戸
平海岸	破堤	20ha	12戸
磐城海岸	破堤	25ha	150戸
勿来海岸	破堤	91ha	897戸
四倉漁港海岸	破堤	4ha	42戸
豊間漁港海岸	破堤	15ha	200戸
勿来漁港海岸	破堤	1ha	20戸
合計		4,673ha	18,322戸

② 土砂災害警戒区域等の指定状況

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条の規定により、急傾斜地の崩壊・土石流・地すべり等のいわゆる土砂災害から住民の生命身体を守るため、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を指定している。

■土砂災害警戒区域等指定箇所・地区別（令和元年12月現在）

地区	地すべり	急傾斜地の崩壊	土石流	計
平	0	118	30	148
小名浜	0	154	14	168

勿来	0	72	29	101
常磐	2	82	14	98
内郷	1	66	27	94
四倉	0	19	18	37
遠野	0	47	62	109
小川	0	16	33	49
好間	0	27	5	32
三和	0	83	66	149
田人	0	33	82	115
川前	0	11	32	43
久之浜・大久	0	16	15	31
計	3	744	427	1,174

③ 都市型水害（内水被害）の被害想定

近年、日本各地で短時間型の集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）による水害が頻発している。災害発生の要因には、温暖化や都市化など様々な要因があるが、激しい雨が突然に狭い範囲で短い時間に降る事が多く、予測が難しいとされている。

本市においても、平成 25 年 4 月に、発達した 2 つの低気圧の影響により、1 時間あたりの降水量として 91.5 mm を記録し、住家等の浸水被害 505 棟、崖崩れ 31 箇所と市街地を中心に大きな被害をもたらした。

これらの都市型水害（内水被害）については、新たな災害リスクと捉え対策を検討する必要がある。

■内水被害想定地区・地区別

地区	内水被害想定地区
平	平市街地、平神谷 他
小名浜	小名浜市街地、泉町 他
勿来	植田町、錦町 他
常磐	常磐湯本町、常盤関船町 他
内郷	内郷高坂町、内郷御厩町 他
四倉	四倉町
遠野	—
小川	小川町 他
好間	好間町 他
三和	—
田人	—
川前	—
久之浜・大久	久之浜町 他

○商工会地区の災害リスク

①洪水：ハザードマップ

内郷	内郷の市街地地域において0.5mを超える浸水が予想されているほか、特に0.5～3.0m未満になる部分が、中心部の商業地区に集中している。内水においても、地区の広い範囲において危険リスクを伴う場所が点在している状況である。
遠野町	いわき市のハザードマップに記載はないが、令和元年台風19号による集中豪雨により、鮫川支流の入遠野川が決壊、大平地区の一部で床下浸水が発生。また、入遠野川と鮫川との合流地点付近にある滝地区では1m超の浸水が当該地区の広範囲にわたり被害を受けている。
田人町	いわき市のハザードマップに記載はないが、地区内には小規模河川が流れており、平坦部は少ないものの土砂崩れ等の影響による浸水は起こり得る状況である。
好間町	好間町の市街地においては、3.0m～5.0m(2階が水没)の浸水が予想される。また、好間川沿いに近接した地区においては河岸浸食または、氾濫流により家屋が倒壊するおそれがある区域となっている。
小川町 川前町	小川町・川前町を流れる夏井川添いの広範囲において、5m～10mの浸水が予想されており、一部では河岸浸食または氾濫流により家屋が倒壊する恐れがある家屋倒壊等は氾濫想定区域に指定されている。
三和町	三和町を流れる好間川や三坂川の数ヶ所において、0.5～1.0mの浸水想定区域がある。令和元年台風19号の集中豪雨により川岸が削られ、並走する国道49号線等の主要道路に影響を及ぼしている。
四倉町	四倉町では多くの小売業/サービス業が集積している沿岸地域において、0.45m以上の浸水が予想されており、夏井川水系仁井田川付近の田園住居地域の多くでは0.5m～3.0m未満(河口付近横川との合流部付近は3.0m～5.0m)、河口付近から北部に位置する商業集積地域では3.0m～5.0mの浸水が予想されている。 また、JR常磐線より東側の大多数の地域において2.0m～5.0m(海拔3m未満の地域では最大10m未満)の津波浸水が予想されている。
久之浜町	久之浜町では、住宅や商店等が多く立地するJR常磐線久ノ浜駅近辺や、国道6号線及び東部において0.2～0.5mの浸水が想定されており、町の北部を横断する大久川、そして町の南部を横断する小久川周辺では0.5～2.0mの浸水が想定されている。 また、JR常磐線久ノ浜駅以東の久之浜地区では0.3m～5.0m、横内・田之網地区の浜川周辺では最大5.0m～10.0m、波立海水浴場付近で2.0m～5.0m、末続地区の末続川汽水域周辺では2.0m～10.0mの津波浸水が想定されている。

②土砂災害：ハザードマップ

内郷	内郷においても、広い範囲で山並みが連なっており、自然災害が発生した時は、地滑り等、土砂災害恐れがあるエリアとなっている。
遠野町	遠野町は狭隘な山間地であり急傾斜を控えた山々が林立していることから土砂災害特別警戒区域や土石流危険区域を数多く抱えている地域であり、その下流部には多くの製造・小売・サービス業者と多岐にわたって点在している。 土石流警戒区域が滝、根岸、入遠野地区と多地域にまたがり指定されている。急傾斜地の崩壊が深山田地区に、地すべり区域が入遠野、太平、滝地区に、土砂災害が滝、入遠野、太平、上遠野、根岸、上根本、深山田のあらゆる地区が警戒区域となっている。
田人町	田人町は幅広く分布する土砂災害警戒箇所付近に、主要道路や生活道路などが通っているため、直接・間接的に事業活動や生活エリアに影響を与える。
好間町	好間町大利地区に土砂災害危険箇所(地すべり危険箇所)が広範囲にこの区域にあり、また北好間北 2 区、上好間下ヶ屋敷地内、大館地区には、土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域)が点在している。
小川町 川前町	小川町は地域北側の広範囲が山間部となり、住宅・商店等が立地している中心部周辺には土砂災害警戒区域が多く点在している。 地域全体が山間地となる川前町でも、駅周辺のエリアは土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が集中している。
三和町	三和町は山あいを走る国道 49 号線と好間川に沿って町が形成されているが、多くの箇所が土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域に指定されている。 また、奥地の集落へ続く主要道路の途中には急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流が点在している。
四倉町	四倉町では土石流危険個所に居宅や事業所の立地は限定的である。しかし、商業集積地の最北端地域で一部において急傾斜危険箇所、地すべり危険箇所の指定地域に十数社の事業所が存在している
久之浜町	久之浜町では旧国道 6 号線（県道 395 号線）波立トンネル周辺が土砂災害特別警戒区域に指定されており、また、大久川・小久川周辺では土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域が点在している。

③地震：J-SHS

内郷 遠野町 田人町 好間町 小川町 川前町 三和町 四倉町 久之浜町	地震ハザードステーションの防災地図によると、今後 30 年間で、震度 6 弱以上の地震が 34.6%の確率、震度 5 強以上となると 83.9%の確率で発生すると言われている。
---	--

④感染症	
内郷	内郷は、いわき医療センターや福島労災病院を中心に複数の医療機関が立地、市中心部近くにあり交通の便も良いことから、新型コロナウイルスワクチン接種会場等へ移動しやすい。しかし、地区内人口が多いため感染症対策が十分な環境下にあるとは言い切れない。
遠野町	遠野町の医療機関は、上遠野地区に個人医院が2か所、入遠野地区に医院出張所が1か所（月水金の午後の2時間だけ）あり、新型コロナウイルスワクチンの接種会場となっている。しかし、重症化した時の入院施設はないため、感染症対策としては十分とは言えない状況にある。
田人町	田人町の医療機関は、診療所が1か所あるだけで診察日も週3日であるため、感染症対策として十分とは言えない状況にある。
好間町	好間町では医療機関が5か所あり、うち4か所でワクチン接種の対応が可能となった。市中心部近くにあり交通の便も良いことから、新型コロナウイルスワクチン接種会場等へ移動しやすい。しかし、地区内人口が多いため感染症対策が十分な環境下にあるとは言い切れない。
小川町 川前町	小川町の医療機関は、医院、歯科医院がそれぞれ1か所あるが、川前町には医療機関が無い状況にあり、片道20km程の隣町の医療機関に行く必要がある。両医院とも入院施設が無いなど感染症対策として十分とは言えない状況にある。
三和町	三和町では医療機関が無く隣町の医療機関に行く必要がある。新型コロナウイルスワクチン接種では行政による一時的なスポット型集団接種会場を設置により対応、感染症対策としては十分とは言えない状況にある。
四倉町	四倉町では医療機関が6か所、歯科医院も数件あり、インフルエンザワクチンも毎年地元医療機関で接種できる体制にある。また新型コロナウイルスワクチン接種対策では行政による一時的なスポット型集団接種会場として地元小学校体育館を活用するなどの対応も取られている。
久之浜町	久之浜町では複数の医療機関があるものの、新型コロナウイルスワクチン接種では1か所の医療機関であったため、感染症対策として十分とは言えない状況にある。
⑤その他	
内郷	内郷地区には、新川や宮川が流れており、新川・宮川流域においては、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、令和元年の台風19号、20号及び21号において、大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。
遠野町	<p>県道14号線は、常磐湯本地区や石川郡への重要な交通路で、自然災害による交通遮断は地域経済に大きな損害をもたらすものである。近年では田人町石住や渡辺町上釜戸の土砂災害により長期に渡り交通網が断たれている。</p> <p>また生活水を地下水に頼る遠野町では、2011年4月11日の東日本大震災余震により水脈がずれ、長期にわたって断水となり住民にとって死活問題となった。さらには隣町に存在する井戸沢断層・塩ノ平断層の存在はいまなお脅威となり、次の大地震に備えが必要である。</p>

田人町	令和元年の台風 19 号による土砂崩れで国道 289 号線が寸断され、令和 3 年 3 月に災害復旧工事が完了したが、路肩・法面崩落等の道路・橋梁被害は、45 路線 185 箇所。護岸崩落・洗堀等の河川被害が 22 河川 52 箇所。林道施設被害は 23 路線 80 ヶ所にもおよび、当市の中でも田人町は多くの被害が報告されている。
好間町	好間町は、夏井川およびその支流である好間川が流れており、これまでも小規模の水害は度々発生しているが、令和元年の台風第 19 号等の風水害では、好間町の市街地が広範囲に水没するなど甚大な被害を受けた。 いわき市では例年、降雪は平野部でも数センチ程度が数日ある程度だが、平成 26 年の豪雪のように、十数年に一度は記録的な豪雪に見舞われる傾向がある。
小川町 川前町	市内の夏井川流域、その支流である小玉川、相川流域などにおいては、これまで数々の水害に見舞われてきた。特に令和元年の台風第 19 号においては、大雨、洪水、内水被害など、広範囲で大きな被害があり、小川町での住家被害は 227 棟にのぼり、人的被害もあった。 川前町では例年の降雪は山間部でも多くて数十 cm 程度だが、平成 26 年 2 月には記録的な豪雪が発生するなど、十数年に一度は豪雪に見舞われる傾向がある。
三和町	三和町ではこれまでも数々の災害に見舞われてきた。令和元年に発生した台風 19 号では 2 日間の降雨量が 448 mm を超える記録的な大雨となり、地区内約 200 箇所土砂崩れが発生するなど多大な被害を受けた。また国道 49 号でも道路の崩落や土砂崩れが相次ぎ、通行止めとなり車で避難所へ行けないなどの事象が発生した。
四倉町	四倉町の市街地は標高が低く、ポンプによる排水対策が行われているが、高潮や大雨等による浸水に対する不安が残されている。東日本大震災や福島第一原子力発電所事故以降、復旧復興関連工事の大型車両が行き交うことにより、国道 6 号線や県道 35 号線等のアクセス道路では慢性的な交通渋滞が発生している。
久之浜町	久之浜町の中心市街地は標高が低い地域にあり、海岸に近く、北部には太平洋に注ぐ大久川が流れているため、高潮や大雨等による浸水被害への不安が高い。

(2) 商工業者の状況

○いわき市商工会地区内商工業者数 2,555人

○いわき市商工会地区内小規模事業者数 2,052人

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考
内郷	製造業	65	59	地区内全域に点在している。
	建設業	158	137	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	249	186	国道6号線沿いに多く立地している。
	サービス業他	322	258	国道6号線沿いを中心に広く点在している。
	【小計】	794	640	
遠野町	製造業	34	18	地区内全域に点在している。
	建設業	72	72	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	49	49	県道14号線沿いに多く立地している。
	サービス業他	106	65	県道14号線沿いを中心に広く点在している。
	【小計】	261	204	
田人町	製造業	13	13	地区内全域に点在している。
	建設業	28	26	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	10	10	地区内全域に点在している。
	サービス業他	31	29	主に国道289号線沿いを中心に広く点在している。
	【小計】	82	78	
好間町	製造業	104	93	好間工業団地、中山間地域に多く立地している。
	建設業	65	43	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	129	67	旧国道49号線沿いに多く立地している。
	サービス業他	256	162	旧国道49号線沿いを中心に広く点在している。
	【小計】	554	365	
小川町	製造業	18	13	地区内全域に点在している。
	建設業	57	56	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	53	46	中心部及び県道41号線沿いに多く立地している。
	サービス業他	62	56	中心部に多く立地している。
	【小計】	190	171	
三和町	製造業	8	7	地区内全域に点在している。
	建設業	18	17	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	22	18	地区内全域に点在している。
	サービス業他	59	40	飲食業は国道49号線沿いに多く立地、その他サービス業は地区内全域に点在している。
	【小計】	107	82	
四倉町	製造業	52	44	四倉中核工業団地を中心に、地区内全域に点在している。
	建設業	90	84	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	103	91	沿岸部に近い商店街通りに多く立地している。
	サービス業他	183	159	沿岸部及び商店街通りを中心に広く点在している。
	【小計】	428	378	
久之浜町	製造業	17	15	水産加工業者、造船所が沿岸部に多く立地
	建設業	40	39	地区内全域に点在している。
	卸・小売業	32	32	沿岸部に近い中心部に多く立地している。
	サービス業他	50	48	地区内全域に点在している。
	【小計】	139	134	

※川前町商工会は、平成29年に小川町商工会と合併。

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

① いわき市地域防災計画の策定

市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の防災会議が作成する計画で、東日本大震災の甚大な被害や福島第一原子力発電所の事故を教訓として、災害対応の実態や課題を整理するとともに、今後起こり得る災害及び被害の予測等を踏まえ、大規模災害に対する被害を極力小さくするため、災害予防、災害応急対策、災害復旧の各段階における、市及び公共団体等が処理すべき事務や市民の役割などをまとめたものとなっている。その概要としては、地震・津波災害対策編、風水害対策編、事故対策編、原子力災害対策編の4編から構成されており、各編に災害の基本事項を記載した総則を設けるとともに、災害予防、応急対策、復旧・復興の各段階の対応方針等を記載したものとなっている。

② 市民や企業への災害応急体制と防災教育・訓練の推進

市民が自ら命を守る行動をとられるよう、防災マップや河川洪水ハザードマップなどに加え、避難行動判定フローを活用しながら、災害時取るべき行動をまとめたマイタイムラインを作成するなど、避難行動のあり方や防災に関する意識の高揚等を図っている。

また、市公式ユーチューブを活用した防災講座等を活用しながら、防災に関する意識の高揚と、理解の促進に努めるとともに、自主防災組織の充実強化や防災士の養成、地区防災計画の策定促進など、地域の防災力向上に向けた取り組みを進めている。

③ いわき市の災害応急体制

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、大規模災害発生時の市役所機能が低下する中にあっても、市民生活への影響を最小限とするよう速やかに「災害対応業務」を開始するとともに、市民生活に密着する行政サービスの提供や市の基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められる。このような危機事象発生時において、市として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断せず、中断した場合においても、できるだけ早急に復旧するため、「市業務継続計画」を策定している。

④ いわき市総合防災訓練等の実施

災害対策基本法48条及びいわき市地域防災計画に基づき、地域住民、自主防災組織、市、防災関係機関が一体となり、災害による被害軽減、市民の防災意識の高揚及び地域防災力の向上を図ることを目的に、いわき市総合防災訓練及びいわき市津波防災訓練を実施している。

⑤ 共助を促進するための企業の啓発

地区の消防団等、災害時に支援活動を行う方は、仕事と兼業している方が多く含まれているという実情を踏まえ、企業側に対し災害時の協力を求める。

また、現在のコロナ禍のなか、災害時において、避難者の密集を避ける観点から、市民等が一時的に避難・退避できる場所の確保のため、当該場所の提供を無償で協力していただける民間施設等を有する事業者を募集する。

⑥ 物資・資機材等の確保体制の充実

災害時において被災者に対し、応急的に食糧品や日常生活品の提供を行うことで、一時的な被災者の日常生活の確保を目的として、平成7年3月より計画的に物資・資機材等の購入、備蓄を進めるとともに、平成8年12月に「いわき市非常用備蓄品管理要綱」を制定し、当該要綱に基づいて管理を行っており、公的備蓄については、災害時に避難所となる市内の小中学校等に分散配備している。

また、被災者に対して、食料及び生活物資等の供給を円滑に実施し、市民生活の安定を図るため、関係団体等と協定を締結するとともに、定期的に協定先の担当者と情報交換を行い、そ

の安定供給の確保に努めており、今後も関係団体等と協議を行いながら、必要に応じてあらゆる分野における協定を促進する。

⑦「いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定

当市では、新型インフルエンザ等特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 8 条に基づき、市の対策の基本的な方針や市が実施する措置等を示すため、「いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定している。

2) 市内商工会の取組

<p>内郷 遠野町 田人町 好間町 小川町 川前町 三和町 四倉町 久之浜町</p>	<p>①BCP策定に関する各種施策の周知 →事業所への巡回訪問時に、BCPの重要性と各種関連施策を周知した。</p> <p>②リスクに備える各種保険等の加入促進 →事業者を取り巻く事業活動リスクを低減させるための各種保険等の加入推進を図った。</p> <p>《商工会のビジネス総合保険》 東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱、各社と連携した保険制度。既存制度で補償していたPL、リコールによる賠償責任に加え、施設、業務遂行、管理財物に対する賠償責任も含め、事業者を取り巻く事業活動リスクを総合的に補償。</p> <p>《火災共済・火災保険・地震特約》 福島県火災共済協同組合と連携した共済制度。所有する建物や設備・什器等が火災・水災・風災・雪災などの自然災害によって生じる損害の他、地震特約として地震・津波・噴火等によって生じる損害を補償。契約更新の会員への説明と新規加入推進を図った。</p> <p>《休業対応応援共済》 福島県火災共済協同組合と連携した共済制度。店舗または作業場等の事業用建物が地震、噴火津波、台風、雪災をはじめ、火災等の災害により全損もしくは一部損の損害を受けた結果、事業が休止したために生じた損失を補償。</p> <p>③東京海上日動火災保険㈱と連携したBCP策定セミナーの企画 ※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止するが、地区内事業者に対し資料を配付。</p> <p>上記以外の取り組み 【田人町商工会】 ①いわき市が実施する防災訓練への参加及び協力 →田人支所で実施する防災訓練に参加した。 ②いわき市防災マップ（田人地区）の配布、啓蒙 →いわき市防災マップを地区内事業者に配布し、災害に対する啓蒙活動を行った。 【三和町商工会】 ①いわき市が実施する防災訓練への参加及び協力 →三和支所で実施する防災訓練に参加した。</p>
--	---

II 課題	
内郷	<p>現状では、緊急時の取り組みについて漠然的な記載に留まり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。</p> <p>また、保険・共済に対する助言等ができる職員も一部に限られている、といった課題が浮き彫りとなっている。</p>
遠野町	<p>当会では、危機管理対応マニュアルが整備されていないため、東日本大震災（2011年）や令和元年度台風19号（2019年）等の大規模な自然災害が発生した際、地域商工業者の被害状況調査を実施するにとどまり、いわき市遠野支所との協力体制がうまく取れなかった。</p> <p>一方で、商工会役職員の中でグループLINEによる緊急連絡網を整備したが、一部の役員はLINEを使用していないため、ショートメールや電話等により個別に対応する必要があり、緊急時における混乱の中で連絡・確認漏れが発生する懸念がある。</p>
田人町	<p>現状では緊急時の連絡・協力体制における具体的なマニュアルが整備されておらず、感染症対策、保険・共済普及に対応する人材も限られている。</p>
好間町	<p>当会では、これまで東日本大震災（2011年）や令和元年台風19号（2019年）等の大規模な自然災害が発生した際、地域商工業者の被害状況調査を実施し、市内7商工会と連携し事業者支援にあたってきたが、協力体制については事前に整備されていなかった。</p> <p>また、当会における危機管理対応マニュアルを作成していないため、場当たりの対応となっていることから、同マニュアルを作成するとともに、感染症対策についても地区内小規模事業者へ啓蒙活動を継続することが必要である。</p>
小川町	<p>当会では、これまでの東日本大震災（2011年）や令和元年台風第19号（2019年）等の大規模な自然災害が発生した際、地域商工業者の被害状況調査を実施するに留まっており、いわき市小川支所との協力体制が事前に整備されていなかった。</p> <p>また、危機管理対応マニュアルや感染症対策が作成されておらず、現場当たりの対応に留まっていることから、同マニュアルを作成すると共に、新たな生活様式の導入について地区内小規模事業者へ啓蒙活動を継続することが必要である。</p>
三和町	<p>三和町は高齢者世帯が多く、スマートフォンなどの携帯電話を所有していない人も少なくない。また所有していても電波環境が悪いなどの影響もあり、災害発生時に正確な被害状況を把握することが難しい。</p> <p>新型コロナウイルスなど感染症対策を講じた危機管理マニュアルが整備されていない中、簡易的なパーテーションや消毒剤を設置したが、危機管理のあり方について検討する必要がある。</p>
四倉町	<p>これまでの3.11東日本大震災による津波、地震、原子力災害や令和元年台風第19号による大規模な被災を受けた経験から、現況確認→支援体制構築→復旧復興支援をおこなってきた。しかし、人員に限りある商工会では、どうしても場当たりの対応にとどまり十分なフォローアップができていなかった。事前に行行政や市内商工会同士で協力体制や役割を明確して、マニュアル化することで発災時に迅速な対応ができるようになる。また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。</p>

久之浜町	<p>3. 11 東日本大震災では当商工会館自体も津波により被災、現在では防潮堤が完成しているが、会館は以前とほぼ同じ立地にある。このため、商工会館自体の津波被災時には、事業者の被災状況把握や窓口業務を行うための臨時的拠点確保が必要であるが、明確な取り決めがない現状である。</p> <p>また、これまでの発災時には事業者の被災状況確認を行い、補助施策の周知および制度活用支援を行ってきたものの、具体的な体制、マニュアルは整備されていない。そして職員の保険や共済に関する知識も不足しているため、これからのリスクに備えた適正な保険加入の推進が出来ていない現状である。</p> <p>このため、行政、市内商工会等とも協力して体制、マニュアルを整備し、発災時に備える必要がある。また、感染症対策においては常日頃からマスク、手指消毒をはじめとした感染拡大防止の取組を徹底するとともに、自然災害発生時の避難所での生活に備えた衛生対策品の備蓄や、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。</p>
------	---

III 目標

内郷	<p>①地区内小規模事業者に対して、災害及び感染症リスクを再認識してもらうと共に、事前対策の必要性を啓蒙し、事業者BCP策定を強力に推進する。</p> <p>②発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援策・拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。</p>
遠野町	<p>①業務に大きな支障が出ないように、商工会自体の危機管理マニュアルを早期に策定し、定期的な更新を行う。</p> <p>②地区内小規模事業者に対して、災害及び感染症リスクを再認識してもらうと共に、事前対策の必要性を啓蒙し、事業者BCP策定を強力に推進する。</p> <p>③発災時における連絡体制を円滑に行うため、いわき市及びいわき商工会議所との被害情報報告網を構築する。</p> <p>④発災後または地区内においての感染症が発生した際には速やかに復興支援策及び拡大防止措置が行えるように組織内の体制さらには関係機関との連携体制を平時から構築しておく。</p>
田人町	<p>感染症対策を含めた危機管理マニュアルを整備し、災害発生時には広域連携の協力体制の枠組みを通じて、被害状況の把握や報告及び対応のルートを構築し、田人地区の商工業者の支援を図っていく。</p>
好間町	<p>①業務に大きな支障が出ないよう、商工会自体の危機管理マニュアルを作成し、定期的に更新する。</p> <p>②地区内小規模事業者に対して、災害及び感染症リスクを再認識してもらうと共に、事前対策の必要性を啓蒙し、事業者BCP策定を強力に推進する。</p> <p>③発災地における連絡体制を円滑に行うため、市内商工会との被害情報報告ルートを構築する。</p> <p>④発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援策・拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。</p>

小川町 川前町	<ul style="list-style-type: none"> ①業務に大きな支障が出ないように、商工会自体の危機管理マニュアルを作成。定期的に更新する。 ②地区内小規模事業者に対して、災害及び感染症リスクを再認識してもらうと共に、事前対策の必要性を啓蒙し、事業者BCP策定を強力に推進する。 ③発災時における連絡体制を円滑に行うため、いわき市小川支所との被害情報報告ルートを構築する。 ④発災後又は地域内において感染症が発生した際には速やかに復興支援策・拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
三和町	<ul style="list-style-type: none"> ①地区内事業所に対し、BCPの重要性を周知徹底する。 ②業務に支障が出ないように、商工会自体の危機管理マニュアルを定期的に更新する。 ③災害発生時における正確な被害状況を把握するため、行政機関との連携体制を構築する。
四倉町	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとつひとつの災害に対して内容を検証し、商工会の危機管理マニュアルに反映させていく。 ②小規模事業者に対し、持続的経営のため、現状把握とリスク把握、対策検証の再確認を啓蒙するとともに事業継続計画策定を支援していく。 ③地域内にて自然災害等発災直後や感染症が蔓延した際には迅速に復旧復興支援・拡大防止措置が行えるよう、県商工会連合会及び市内商工会と恒常的な支援体制構築を図っていく。 ④平時から官公庁や関係機関との連携体制を密にとりあい、地域の防災計画に積極的に協力していく。
久之浜町	<ul style="list-style-type: none"> ①当会館自体の被災時（特に津波）における臨時窓口設置に係る避難先機関や市内商工会への事前確認・依頼を行う。 ②業務に支障が出ないように、商工会自体の危機管理マニュアルを定期的に更新する。 ③災害発生時における正確な被害状況を把握するため、行政機関との連携体制を構築する。

※ その他 ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・いわき市内8商工会といわき市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回や窓口相談時にハザードマップ等を用いながら、自然災害リスクやリスクを軽減するための対策（事業休業への備え、損害保険等の加入、行政の支援策の活用）について説明するとともに、会報やホームページ等においても周知を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・いわき市内8商工会は、令和3年度において事業継続計画（BCP）を作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・中小企業振興のプラットフォームである「いわき市中小企業・小規模企業振興協議会（振興基金）を実施主体とし、市、商工団体、金融機関等と連携しBCP策定支援を行う。
- ・商工会地区内の事業者に対して、東京海上日動火災保険㈱、損害保険ジャパン日本興亜㈱、三井住友海上火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱との連携による『商工会のビジネス総合保険制度』を提案していく。
- ・連携する損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。

4) フォローアップ

- ・巡回や窓口相談の中で小規模事業者の事業者BCP等取り組み状況の確認を行う。

5) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・大規模な自然災害が発生したと仮定し、いわき市との連絡ルートの確認等を行う。
また、訓練は必要に応じて実施する。

< 2 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には来館者や職員の安全確保と二次被害の防止を最優先し、そのうえで次の手順で地区内の被害状況を把握、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・いわき市内8商工会は、発災後1時間以内に職員の安否確認と報告を行う。確認にあたってはSNS等を利用し業務従事の可否、家族や近隣家屋、道路状況等についても確認し、いわき市内8商工会といわき市の中で情報を共有する。
- ・管内において新型コロナウイルスによる感染者が確認された場合は、職員の体調確認を行うとともに、各事業所の消毒や手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症拡大や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、いわき市における感染症対策本部の指示に基づく感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・被害状況や損害規模等を確認後、いわき市内 8 商工会といわき市の間で協議し、被害状況や損害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 10%程度の事業所で「屋根やトタン等が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の開設 ・被害調査と被害に伴う経営課題の把握 ・復興支援策活用による支援業の実施
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の 1%程度の事業所で「屋根やトタン等が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の開設 ・被害調査と被害に伴う経営課題の把握 ・復興支援策活用による支援業の実施
ほぼ被害なし	・目立った被害の情報がない。	応急対応なし

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等の共有間隔】

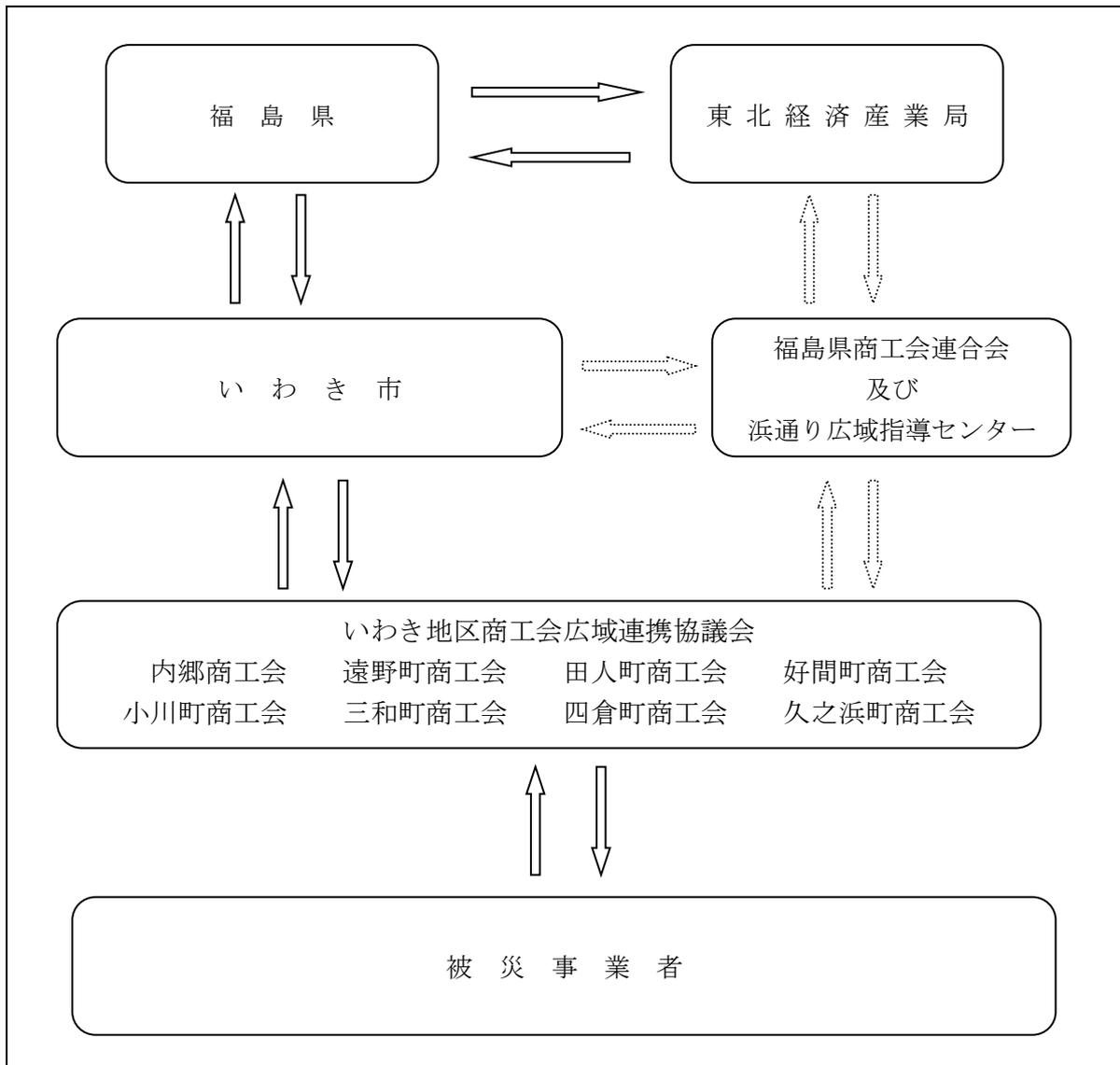
期 間	情報共有等の共有間隔
被災後～1 週間	1 日に 3 回共有（12 時、15 時、17 時）する
1 週間～1 ヶ月	1 日に 2 回共有（12 時、17 時）する
1 ヶ月以降	1 日に 1 回共有（17 時）する

- ・いわき市で取りまとめた「いわき市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

< 3 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、事前にいわき市と確認しておく。
- ・いわき市内 8 商工会といわき市が共有した情報を、速やかに福島県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、いわき市内 8 商工会といわき市が共有した情報を福島県の指定する方法にて報告する。

【 指揮命令・連絡体制図 】



< 4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設についていわき市と協議し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。また、国や福島県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況を確認する。
- ・被災した小規模事業者に対し、国・県・市等の施策について、巡回や窓口相談、ホームページ等により周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福島県の方針に基づき復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対して支援を行う。

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を福島県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

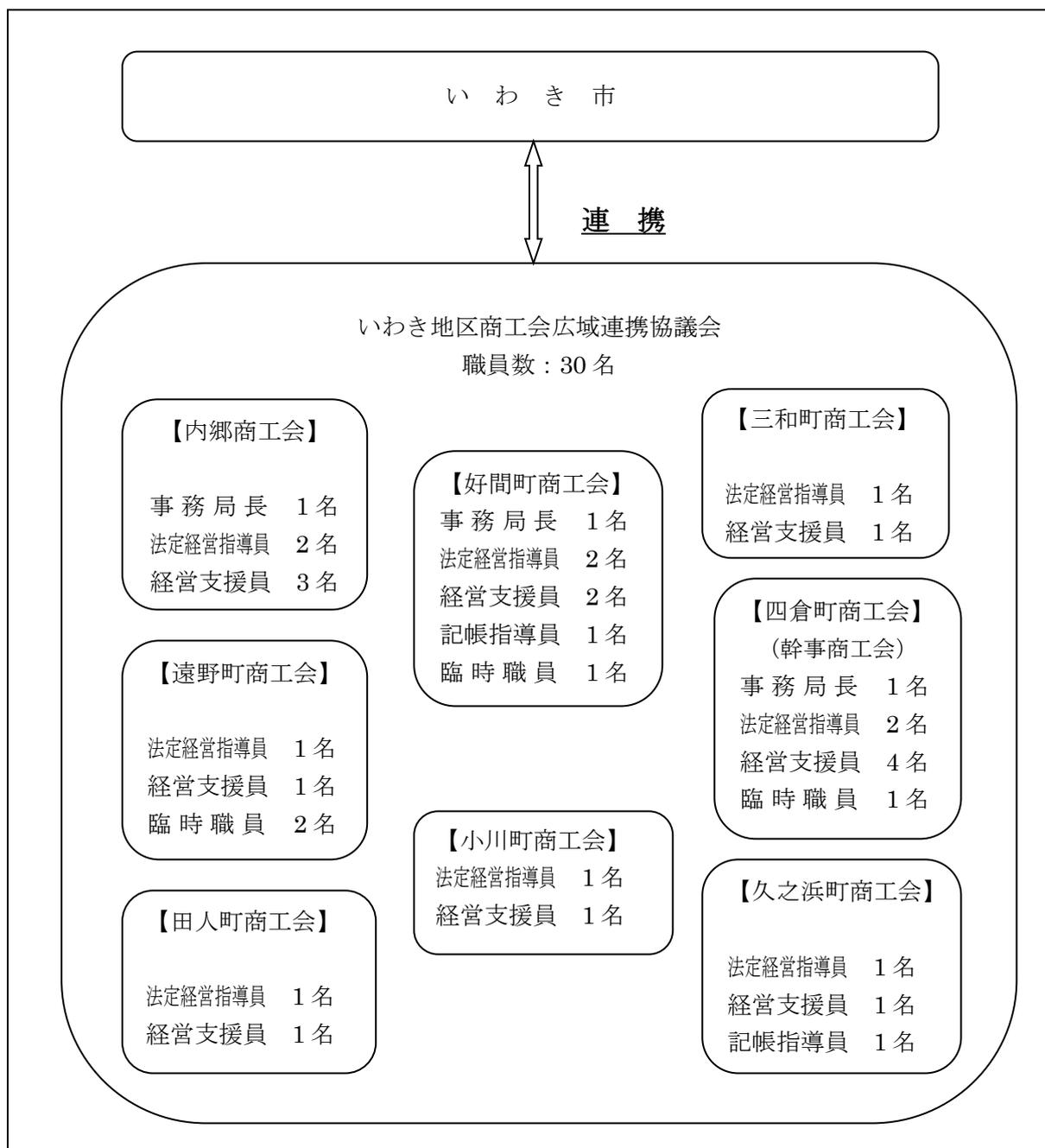
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

【内郷商工会】

氏名：吉崎さおり、吉田雄太郎
連絡先：0246-26-1256

【遠野町商工会】

氏名：椎本直美
連絡先：0246-89-2174

【田人町商工会】

氏名：市川浩昭
連絡先：0246-69-2520

【好間町商工会】

氏名：星野貴子、金賀麻恵子
連絡先：0246-36-3133

【小川町商工会／川前町商工会】

氏名：飯高良子
連絡先：0246-83-0133

【三和町商工会】

氏名：木幡 香
連絡先：0246-86-2153

【四倉町商工会】

氏名：下釜剛志、渡邊洋平
連絡先：0246-32-2900

【久之浜町商工会】

氏名：宮本有倫
連絡先：0246-82-3131

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

○内郷商工会

〒973-8403

福島県いわき市内郷綴町榎下 17

TEL：0246-26-1256 / FAX：0246-26-5211

E-mail：uchigo@rose.ocn.ne.jp

○遠野町商工会

〒972-0161

福島県いわき市遠野町上遠野字堀切 12-1

TEL : 0246-89-2174 / FAX : 0246-89-2473

E-mail : tohno1@coral.ocn.ne.jp

○田人町商工会

〒974-0152

福島県いわき市田人町旅人字下平石 191

TEL : 0246-69-2520 / FAX : 0246-69-2482

E-mail : tabito-shi@u-broad.jp

○好間町商工会

〒970-1152

福島県いわき市好間町中好間字田中 25

TEL : 0246-36-3133 / FAX : 0246-36-3180

E-mail : yoshima1@coral.ocn.ne.jp

○小川町商工会

〒979-3112

福島県いわき市小川町上平字中島 2-3

TEL : 0246-83-0133 / FAX : 0246-83-0283

E-mail : ogawa1@poplar.ocn.ne.jp

○三和町商工会

〒970-1372

福島県いわき市三和町下市萱字竹ノ内 114-1

TEL : 0246-86-2153 / FAX : 0246-86-2450

E-mail : miwasho@comet.ocn.ne.jp

○四倉町商工会

〒979-0201

福島県いわき市四倉町字西四丁目 4-5

TEL : 0246-32-2900 / FAX : 0246-32-2481

E-mail : yotukura@coral.ocn.ne.jp

○久之浜町商工会

〒979-0333

福島県いわき市久之浜町久之浜字北町 134

TEL : 0246-82-3131 / FAX : 0246-82-3236

E-mail : hisahama@coral.ocn.ne.jp

②関係市町村

○いわき市（産業創出課）

〒970-8686

福島県いわき市平字梅本 21

TEL : 0246-22-1126 / FAX : 0246-22-1198

E-mail : sangyosoushutsu@city.iwaki.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福島県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	165	165	165	165	165
BCPセミナー 開催諸掛り (郵券・封筒代)	165	165	165	165	165

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

分担金収入、福島県補助金、いわき市補助金、

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等